

岩沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岩沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。